

令和5年10月20日
北九州市財政局

報道機関各位

個人市県民税特別徴収税額通知情報の誤送信について

令和5年度個人市県民税特別徴収税額の通知にあたり、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）誤送信事案が発生しました。ご迷惑をおかけしました皆様にお詫び申し上げますとともに、市民の皆様の信頼を損ねたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

1 事案の概要

- (1) 個人市県民税特別徴収に関する変更情報のシステムへの入力作業は、受託業者が行っている。
- (2) 10月17日（火）、受託業者が入力した「特別徴収税額変更に関する電子的通知」を、市担当課からA事業所に送信。
- (3) 同日、A事業所から、送信された情報の中に従業員でない者（1名、以下、「甲」という。）の情報が含まれているとの連絡があり、特定個人情報の誤送信事案が発覚した。
※電子通知に記載される個人情報：住所、氏名（カナ）、個人番号、税額
- (4) 当課で確認したところ、受託業者がA事業所に就職した者（以下、「乙」という。）を入力する際に、誤って甲の情報を入力し登録していたことが判明した。
(乙についてはチェックの段階で入力漏れがわかり正常に入力したが、甲については入力誤りがそのまま見逃された。)

2 市の対応

- (1) 10月18日（水）当課からA事業所へ謝罪し、経緯を説明した上で誤送信データの消去について依頼し了承を得た。（消去を確認済み）
- (2) 同日、当課から甲へ謝罪し、経緯を説明し、納得いただいた。

3 再発防止策

- (1) 受託業者に対し、入力時、書類とシステムの画面の氏名、税額、番号が一致していることのセルフチェックの重要性について、再度社内研修の徹底を求める。
- (2) ダブルチェックについて、書類で行う方法のほか電子データを活用した事後チェックなど、効果的なチェック方法について受託業者と共に検討し、実施する。

4 受託業者

アクセンチュア株式会社 東京都港区赤坂1-8-1
連絡先 093-967-6951（担当：柴田）

問合せ先
財政局課税第二課
担当：徳永（課長）、岩崎（係長）
TEL：093-967-6846